

皆さんのご意見をお聞かせください

ひばりヶ丘駅北口地区まちづくり基本構想案(骨子)

市では、今年度、駅北口地区のまちづくり基本構想を策定する予定です。策定に向けて、まちづくりワークショップを開催するなど、地域の皆さんの参加による構想づくりを進めてきました。

これまでに地域の皆さんから頂いた意見を整理し、まちづくり基本構想案(骨子)を作成しました。このことについて、市民の皆さんにお知らせするとともに、意見を募集します。今後、その意見を参考に構想づくりを進めます。

地区まちづくり基本構想案(骨子)を必ず明記し、提出してください。

直接または郵送(〒202 8555 西東京市役所保谷庁舎5階 都市計画課)

ファクス(☎38・2022) 電子メール(市ホームページから)

提出期間 2月1日(火)~28日(月) (必着) 骨子の閲覧 骨子は、2月1日(火)から保谷庁舎5階都市計画課、両庁舎1階情報公開コーナー、市ホームページでご覧になれます。

都市計画課(☎内線244)



まちづくりの基本目標(案)

『あたたかみのあるまち・・・フレンドリータウンをめざして』

心のかよ、人にやさしいまちづくりを通して、にぎわいある商店街と緑豊かな住宅街が融合した、これからも住み続けたいと思えるまちの実現を目指します。

まちづくりの基本方針(案)

歩行者優先のまちづくり...交通機能の充実とバリアフリー

駅北口地区は、交通の結節点としての機能充実を図るとともに、歩行者が安全に行き交い、安心してショッピングを楽しめる空間づくりを進めます。都市計画道路や駅前広場の整備を進めるとともに、不用な通過交通を排除し、バリアフリーで歩行者優先のまちづくりを進めます。

災害に強い、安全安心のまちづくり...防災機能の充実・強化

地震や火災の被害の少ないまちづくりにより、地区で暮らす人、商売をする人、訪れる人が安心して過ごせるまちを目指します。耐震・不燃のまちづくり、避難や消火活動の容易なまちづくりを進めます。

駅の南北を一体的に捉えたまちづくり...南口地区との対比と調和

南口のような大規模店舗を中心としたまちづくりではなく、北口ならではの界わい性を活かしたまちづくりを目指します。北口、南口がそれぞれ完結したまちではなく、ひばりヶ丘駅周辺地区が一体となった拠点形成を目指します。

個性的な商店街づくり...地域が支える商店街

商店街の発展形成が厳しい時代ではありますが、商店街のもつよさを活かし、さまざまな工夫によって、地域とのつながりや顧客とのコミュニケーションを活かした付加価値の高い商店街を目指します。

魅力あふれる個性豊かな街並みづくり...表情豊かな街並み創出

商店に連続して、住宅が立地する地区です。居住空間としての質の高さを追求し、緑豊かで愛着と誇りを持てるような地区を目指します。

市民課では土曜窓口を開設しています

月末の土曜日は、税・国保料の納付窓口も開設

市では、毎週土曜日の午前9時~午後0時30分に、市民課業務の窓口を試行的に開設しています。また、月末の土曜日には、税・国民健康保険料の納付窓口も併設しています。なお、日によって開設窓口となる庁舎が異なります。ご注意ください。

市民課窓口

- 開設窓口・開設日 保谷庁舎(1階)：第1・3・5土曜日 田無庁舎(2階)：第2・4土曜日 開設時間 午前9時~午後0時30分 取り扱い業務 転入・転出・転居等の届出 転入・転出・転居等の届出 住民票の写しの交付( ) 住民票記載事項証明書( ) 印鑑登録証明書( ) 印鑑登録・廃止等の申請 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)および戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)の交付( ) 除籍・改製原戸籍の謄本および抄本の交付( ) 不在住証明書( ) 不在住証明書の交付( ) 身分証明書の交付( ) 公的年金現況届の証明( ) 外国人登録原簿記載事項証明書の交付( ) 印については、一部取り扱えないものもあります。事前にお問い合わせください。また、住民基本台帳ネットワークシステム関係事務(住民基本台帳カード関係、公的個人認証サービス関係)前記以外の手続きは、お取り扱いできません。ご注意ください。 市民課(☎内線141、☎内線2131)

土曜日の窓口開設カレンダー (2月~4月)

...保谷庁舎開設日 ...田無庁舎開設日 開設時間 午前9時~午後0時30分

Table with columns: 開設日, 場所, 業務内容. Rows show dates from Feb 5 to Apr 30 and corresponding office locations and services.

税・国民健康保険料の納付窓口

取り扱い業務 市・都民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料(税)の納付受付 事情があり、納期限内に納められない方は、そのまますず、必ず納税課・保険年金課へご連絡ください。 納税課(☎内線135、☎内線215) 保険年金課(☎内線141、☎内線213)

日ごろから備えを... 西東京小売酒販組合と 災害時防災(飲料水)協定を結んでいます

市と西東京小売酒販組合は、「災害時防災(飲料水)協定」を締結しています。災害時には、各店舗に備蓄してある水(協定水)を、市が指定した一時避難所に搬送していただきます。

災害時には、市内の3か所の浄水場(芝久保・保谷町・西東京栄町)からも、各避難所に給水車で飲料水を搬送します。しかし、同時にすべての避難所に搬送するのは困難です。

飲料水は1人1日3リットルを目安に必要なと言われています。市民の皆さんも、日ごろから水や食料など防災の備えを行ってください。 なお、この協定水(1箱18リット入り、



田無庁舎2階ロビー 左に積み上げられている四角い箱が協定水。防災センター4階の展示室では、「協定水」をはじめ防災用品を展示しています。

2千415円)は、ピュアウォーター(純水・水に含まれるあらゆる化学物質等ほとんどすべてを取り除き、一切酸化しない)のため、一般家庭でも保存できます。災害用備蓄保存水として必要の方は、各小売酒販店舗(下表)へお問い合わせください。 防災課(☎内線2231)

災害時防災飲料水協力店

Table with columns: 店舗名, ところ, 電話. Lists various shops and their contact information for disaster relief water.